

## 1 - 37 地域公共交通活性化・再生事業（国土交通省）【B1202】

### 支援措置を設ける趣旨及び概要

本補助制度は、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会（法定協議会）が、同法律に基づく「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査を行う場合や、法定協議会が、同連携計画に基づいて、公共交通サービスに関する情報提供や利用促進活動及び利便性向上のための情報提供システムの開発を行う場合に補助する制度です。

### 支援措置の内容

法定協議会が次の補助事業を行う場合であって、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、補助採択にあたって一定程度配慮します。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本補助事業の採択に当たってはその評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

#### 1. 「地域公共交通総合連携計画」策定調査事業

##### 【補助対象事業者】

- ・法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に組織された同法第6条に規定する内容に相当する協議会等を含みます。）

##### 【補助率】

- ・1 / 3以内（ただし、地方公共団体が協調して負担する額以内とする）

##### 【補助対象事業】

- ・「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査を支援します。

#### 2. 公共交通利用円滑化事業

##### 【補助対象事業者】

- ・法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に組織された同法第6条に規定する内容に相当する協議会等を含みます。）

##### 【補助率】

- ・1 / 3以内（ただし、地方公共団体が協調して負担する額以内とする）

##### 【補助要件】

- ・「地域公共交通総合連携計画」に盛り込まれている取組み内容であること（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に作成された連携計画の内容に相当する計画を含みます）

- ・鉄道、バス等複数モードの利用促進に資する取組みであること

#### 【補助対象事業】

##### (1) 公共交通利用促進活動支援事業

- ・公共交通機関の利用促進のための情報提供に関する取組みを支援します。
- ・公共交通機関の利用促進活動を支援します。

##### (2) 乗継利便性向上施設整備支援事業

- ・交通結節点における乗継利便性向上のための、乗継情報提供システムの開発を支援します。

#### 支援措置に係る必要な手続き

法定協議会が支援を受ける場合には、地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付要綱に定められる補助事業実施計画を作成し、国土交通省総合政策局長の認定を受けた後、補助金交付申請書を提出する必要があります。このことから、補助採択にあたって一定の配慮を受けるためには、補助事業実施計画に、補助の対象となる事業が地域再生計画に位置付けられていることを明示する必要があります。

#### 認定申請にあたって必要な書類

特になし。

#### 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画において、どの記載内容が地域公共交通活性化・再生事業の補助事業に該当するかを明確にしてください。

#### 当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

#### 措置の区分：

運用

#### 支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

なし

#### 支援措置に係る現行規定の概要：

なし